

# お 知 ら せ

国土交通大臣が施行しております北部大阪都市計画道路事業3・4・211-9号大阪高槻京都線は、令和3年9月21日付けで都市計画法による事業の承認の告示がなされました。これに伴い事業地内の土地建物等につきまして売買や建築等を行う場合には、下記5～9に掲げる注意事項がございますのでお知らせします。

## 記

### 1. 都市計画事業の種類および名称

北部大阪都市計画道路事業3・4・211-9号大阪高槻京都線

### 2. 施行者の名称

国土交通大臣

### 3. 事務所の所在地

国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所 大阪府大阪市城東区今福西2丁目12番35号

### 4. 事業地の所在

大阪府茨木市西河原二丁目、西河原三丁目、三島丘一丁目及び東太田一丁目地内

### 5. 譲渡予定対価の額等の届出

事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとされる場合には次に掲げる事項を施行者に届け出なければなりません。（届出書の様式については大阪国道事務所でお尋ねください。）

(1) 譲渡の予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときはこれを時価を基準として金額に見積もった額）

(2) 譲渡の相手方 住所 氏名

届出先 大阪府大阪市城東区今福西2丁目12番35号 国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所長

連絡先 大阪府大阪市城東区今福西2丁目12番35号 国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所 事業対策官室

### 6. 売買の成立

届出のあった日から30日以内に施行者が届出した者に対し当該土地建物等を買取る旨の通知をしたときは施行者と届出した者との間に予定対価の額に相当する代金で売買したものとみなされます。

### 7. 建築等の制限について

事業地内において、事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、大阪府知事の許可を受けなければなりません。

### 8. 事業地の範囲

事業地の詳細については本事業に関する図面を茨木市建設部道路課において縦覧しております。

### 9. 5. に掲げる届出をしないで事業地内の土地建物等を有償で譲渡した者は、50万円以下の過料に処せられることが都市計画法第95条に定められておりますので特に注意してください。

なお、ご不明な点がある場合は、以下の連絡先へお尋ねください。

国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 事業対策官室 【〒536-0004 大阪府大阪市城東区今福西2丁目12番35号】 TEL 06（6932）7124（直通）

## 関 係 者 各 位

国土交通大臣が施行しております北部大阪都市計画道路事業3・4・211-9号大阪高槻京都線は、令和3年9月21日付けで都市計画法による事業の承認の告示がなされました。

都市計画法による事業の承認の告示がなされた事業は、都市計画法第70条の規定により土地収用法に基づく事業の認定の告示があったものとみなされます。また、事業施行期間内は告示の日から満1年を経過するごとに土地収用法上の事業の認定の告示がなされたものとみなされ、その効力はその都度更新されます。したがって、告示以後、下記の効力が発生していますのでお知らせします。

### 記

1. 土地代金等土地に関する補償金は、告示の時における土地の価格を基準として算定いたします。
2. 告示の時以後、土地またはその土地にある物件に新たな権利を取得されても、既存の権利を承継された場合を除き、損失の補償を請求することはできません。
3. 告示の時以後、土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を附加増置したときは、あらかじめこれについて大阪府知事の承認を得ていなければこれに関する損失の補償を請求することはできません。
4. 告示の時から土地に関して所有権その他の権利をもっておられる方は、国土交通大臣に対して土地収用法上の収用又は使用の裁決を申請するよう請求し、また裁決の申請の請求とあわせて土地等に対する補償金の支払を請求することができます。
5. 施行者が収用又は使用の裁決を申請すると、土地所有者又は関係人は、裁決の申請があった土地について、大阪府収用委員会に対して、明渡裁決の申立てを行うことができます。

なお、この事業に関する関係図書は、茨木市建設部道路課で縦覧しております。

その他ご不明な点や詳細につきましては、以下の連絡先へお尋ねください。

国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 用地課 [〒536-0004 大阪府大阪市城東区今福西2丁目12番35号] TEL 06 (6932) 1424 (直通)